

## 外国人留学生を対象とする観光庁行政体験研修への参加に係る遵守事項等

### 1. 実習中の遵守事項

- (1) 研修に参加する学生（以下「参加学生」という。）は、研修参加期間中、公務の適正な遂行を妨げないように行動するものとする。
- (2) 参加学生が研修参加期間中に公務の適正な遂行を妨げるような行為その他不都合な行為を行った場合、国土交通省は当該参加学生の研修への参加を打ち切ることができるものとする。
- (3) 研修参加期間中は、これに専念するものとし、研修の進行に支障が生じないよう、登庁するものとする。
- (4) 参加学生は、研修を欠席しようとする場合は、事前に国土交通省に申し出るものとし、国土交通省からの指示に従うものとする。やむを得ず、事前に申し出しができない場合であっても、事後、速やかに国土交通省に連絡するものとする。
- (5) 参加学生は、研修参加期間中、国土交通省職員の指導・監督等に従わなければならぬ。
- (6) 参加学生は、研修参加期間中に知り得た秘密について、研修参加中及び参加終了後においても部外者（所属大学等を含む。）に漏らしてはならない。
- (7) 国土交通省は、上記（2）に該当する場合のほか、参加学生が遵守事項等に従わないときは研修への参加を打ち切ることができるものとする。

### 2. 研修期間中の事故等

- (1) 参加学生は、原則として所属大学等の指定する賠償責任保険及び傷害保険に加入しないなければならない。
- (2) 参加学生が国土交通省又は第三者に損害を与えた場合は、賠償責任保険により補償する。
- (3) 研修参加期間中の事故により参加学生が傷害を負った場合は、学生の加入する傷害保険により補償する。なお、学生は当該保険の保険金の範囲内で国土交通省に対する求償権を放棄する。

### 3. 経費負担等

- (1) 国土交通省は、参加学生に対して、手当及び参加経費（交通費、滞在費、食事代、保険料等）を一切支給しない。
- (2) 研修への参加経費は、参加学生が負担するものとする。

### 4. 実習の成果

- (1) 参加学生は、研修の成果を論文等により外部に発表する場合には、事前に国土交通省の承認を得なければならないものとする。